

環境の保全に関する細目協定 改定に係る基本方針（案）

平成 26 年 8 月 22 日

千葉県

環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）

1 基本的な考え方

基本的には現行の規定を維持するが、法令改正により新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）や、排出基準が設定された項目等について、条文及び別表への追加等を行うことにより、引き続き公害の未然防止を図り、地域の環境保全に資する。

（1）対象工場

現行の協定締結工場（平成26年8月現在、49社58工場）とする。

（2）締結期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。

2 改定内容

（1）大気汚染の防止

ア 微小粒子状物質（PM2.5）対策の追加 【条項新設】

平成21年9月に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準の達成率が非常に低い状況にある。PM2.5の発生源は工場・自動車・自然由来など多岐にわたるものの、従来の固定発生源・移動発生源における粒子状物質対策は有効とされている。

また、現在、国がPM2.5に関する現象解明や削減対策等の調査・検討を進めており、県においても環境成分調査や発生源等の調査を、国と連携して実施しているところである。

そこで、PM2.5に関するこれらの調査結果や今後の知見の集積等を踏まえ、県・市が必要に応じて対策を求めた場合に、企業がこれに応じる旨の規定を盛り込む。

イ 粉じん対策の充実 【第4条関係】

東京湾臨海部の降下ばいじん量は、近年では横ばいとなっているが、依然として苦情等が県や市に寄せられており、対策の強化を求める地元市の要望が多い。

そこで、地域への粉じんの飛散影響があると考えられる企業を対象に、粉じん対策の充実に関する規定を盛り込む。

（2）水質汚濁の防止

ア 有害物質の追加等 【第12条関係】

水質汚濁防止法の有害物質として新たに追加された1,4-ジオキサンを別表第12（有害物質等の排出基準）に追加する。また、同法に基づく排水基準が改正された1,1-ジクロロエチレンについては、排出基準を修正する。

イ 底質の測定項目の追加 【第16条関係】

水質汚濁防止法の有害物質として新たに追加された1,4-ジオキサンについて、底質の測定項目として追加する。

(3) 地盤沈下の防止

地下水採取量を超過した場合の手続の追加 【第20条関係】

地下水採取量（日最大量）は、工場ごとに定められているが、当該採取量を超過した場合の手続について規定がないことから、条文を追加する。